

平成19年3月28日

各特定非営利活動（NPO）法人代表者 様

福島県生活環境部長

（公 印 省 略）

事業報告書等の期限内提出がない特定非営利活動法人に対する対応
について（通知）

特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法第28条第1項、第29条第1項及び福島県特定非営利活動促進法施行条例第6条の規定に基づき、事業報告書等（注）を主たる事務所に備え置くとともに、毎事業年度初めの3か月以内に所轄庁への提出を義務付け、事業報告書等の備え置きや所轄庁への提出を怠った場合は、同法において、罰則規定や設立認証の取消規定が設けられているところです。

これまで本県では、事業年度終了後3か月以内に事業報告書等が提出されない場合は、随時、電話、文書等で督促してきたところですが、今般、同法に定める基本的な内容を徹底し、県民への情報公開を図る観点から、事業報告書等が未提出の場合の取り扱いについて、別紙のように定め、平成19年4月1日から運用していくこととし、事業年度が平成19年3月31日に終了する法人から適用することとしましたのでお知らせいたします。

なお、この取り扱いについては、県「ボランティア・NPOのホームページ」にも掲載し、広く周知しますので御承知おきください。

（注）事業報告書等：特定非営利活動促進法第28条、第29条

- ・前事業年度の事業報告書 ・財産目録 ・貸借対照表 ・収支計算書 ・役員名簿
- ・10人以上の社員名簿 ・定款等（前事業年度中に変更があった場合のみ）



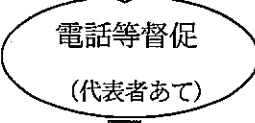

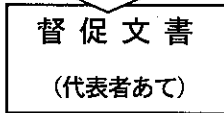

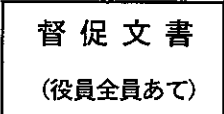

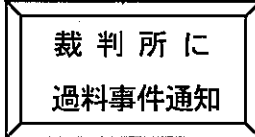



(別紙)

事業報告書等の期限内提出がない特定非営利活動法人に対する対応について

事業年度終了後3か月を経過しても事業報告書等の提出がない特定非営利活動法人に対しては、次により督促、過料事件通知及び公表を行います。

- (1) 提出期限から1か月が経過した場合、法人の代表者に対し、電話、ファックス又は電子メールで督促します。
- (2) 提出期限から2か月が経過した場合、法人の代表者に対して、督促文書を送付します。
(以下の事項も記載します。)
なお、代表者に送付できない(到達しない)場合は、他の理事のうち1人に対し送付します。
 - ① 特定非営利活動促進法及び過料規定
 - ② 提出期限から4か月を経過しても提出がない場合は、役員全員に督促文書を送付すること
- (3) 提出期限から4か月が経過した場合、法人の全役員(理事及び監事)に対して、督促文書を送付します。(以下の事項も記載します。)
(法人代表者：配達記録郵便、その他の役員：普通郵便)
 - ① 本督促文書発送後、1月以内(期限明記)に提出がない場合は、福島地方裁判所に過料事件の通知を行うこと
 - ② 過料事件を通知した法人名、主たる事務所の所在地及び代表者名を県ホームページに公表すること
- (4) 前記3の提出期限(1か月以内)を経過した場合、福島地方裁判所に過料事件の通知を行います。(法人の理事又は監事に対して、20万円以下の過料が処せられる。)
- (5) 過料事件通知後、県ホームページに法人名、代表者名、主たる事務所の所在地、通知日及び通知理由等について公表します。
- (6) 必要に応じて、特定非営利活動促進法第42条に基づく改善命令、又は同法第43条の規定に基づく設立認証の取消しを行います。
- (7) この取り扱いは、平成19年4月1日から運用することとし、事業年度が平成19年3月31日に終了する法人から適用します。

事業報告書等の期限内未提出法人に対する対応フロー

期 日	参考例	対 応
【事業年度終了】  3か月	3月31日	(※毎事業年度初めの3月以内に所轄庁へ提出しなければならぬ。(NPO法第29条))
<<提出期限>> 期限から 1か月経過 2か月経過 4か月経過 6か月経過 過料事件通知後	6月30日 8月初旬 9月上旬 11月中旬 1月初旬 1月初旬	<div style="text-align: center;"> <p>未提出</p>            </div> <p>◆必要に応じて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 改善命令 ● 設立認証取消

※この取扱いは、事業年度が平成19年3月31日に終了する法人
 (事業報告書等の提出期限が平成19年6月30日である法人) から適用する。

【参考】

『関係する特定非営利活動促進法及び福島県特定非営利活動促進法施行条例
の規定』

① 特定非営利活動促進法（抄）

（事業報告書等の備置き等及び閲覧）

第28条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、内閣府令で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書（次項、次条及び第43条第1項において「事業報告書等」という。）並びに役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（次項、次条及び第43条第1項において「役員名簿等」という。）を作成し、これらを、翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

（事業報告書等の提出及び公開）

第29条 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等、役員名簿等及び定款等（その記載事項に変更があった定款並びに当該変更に係る認証及び登記に関する書類の写しに限る。）を所轄庁に提出しなければならない。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等若しくは役員名簿等（過去三年間に提出を受けたものに限る。）又は定款等について閲覧の請求があった場合には、内閣府令で定めるところにより、これを閲覧させなければならない。

（改善命令）

第42条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(設立の認証の取消し)

第43条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は3年以上にわたって第29条第1項の規定による事業報告書等、役員名簿等又は定款等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

第4章 罰則

第49条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。

一～三 (略)

四 第28条第1項の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

五 第29条第1項の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

六～八 (略)

② 福島県特定非営利活動促進法施行条例 (抄)

第6条 法第29条第1項の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に行うものとする。

2 法29条第1項の規定により提出する書類には、それぞれ副本一通を添えるものとする。